

平成30年度 障がい者を対象とした 島根県職員採用選考試験 受験案内

島根県人事委員会

電話 (0852) 22-5438

〒690-8501 松江市殿町8番地

島根県人事委員会ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/jinjiinkai/>

- 受付期間 平成30年8月27日(月)～9月21日(金)
郵送による場合は、9月21日(金)までの消印有効
インターネットでの受付期間
8月27日(月)午前8時30分～9月19日(水)午後5時
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 試験日 平成30年10月21日(日)
※受験申込者多数の場合は、翌日に面接試験を実施する場合があります。
- 合格発表 平成30年11月16日(金)(予定)

- ・平成30年度から知的障がい又は精神障がいのある人も受験できるようになりました。※
- ・事前に申込みをされた場合、点字による受験ができます。※
※職種「一般事務」のみ。

1. 試験区分、採用予定人員及び職務内容

職種	試験区分	採用 予定人員	職務内容
一般事務	一般事務 (身体障がい者)	3名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事します。
	一般事務 (知的障がい者)	1名	
	一般事務 (精神障がい者)	1名	
学校事務	学校事務 (身体障がい者)	1名	島根県内の市町村立小・中・義務教育学校に勤務し、学校事務に従事します。(採用後の勤務地は、障がいの程度等を考慮の上、出雲地区、石見地区又は隠岐地区のいずれかに限定されます。)

注 (1) 受験の申込みは、いずれか一つの試験区分に限ります。

(2) 申込受付後の試験区分の変更は認めません。

(3) 採用予定人員は、変更する場合があります。

(4) 試験区分「一般事務(知的障がい者)」の職務内容は、データ入力・集計、ホームページ保守、用品管理、施設設備の維持管理等の事務を予定しています。

(5) 試験区分「学校事務(身体障がい者)」は、県職員採用試験と同時に実施しますが、市町村の職員(市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する事務職員)として採用されます。(●)

(●)「出雲地区」は島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内、

「石見地区」は島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内、

「隠岐地区」は島根県教育庁隠岐教育事務所管内のことです。

(6) 勤務先には自力(家族等による送迎を含みます。)により通勤し、かつ介護者等、職員以外の人に関わることなく、職務に当たっていただきます。

(7) 勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分で、土曜日、日曜日及び祝日は休みです。

2. 受 験 資 格

以下の各試験区分に対応した、すべての要件を満たす人であること。

試 験 区 分	年 齢 ・ 資 格 等
すべての試験区分	昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人
一般事務 (身体障がい者)	ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人 ※1
一般事務 (知的障がい者)	ア 次のいずれかに該当する人 ※1 ・ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人 ・ 知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、児童相談所、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障がい者であると判定された人
一般事務 (精神障がい者)	ア 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ※1
学校事務 (身体障がい者)	ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人 ※1 イ 活字印刷文による出題に対応できる人 ※2

- ※1 平成30年10月21日までに交付又は判定される見込みの人を含む。ただし、試験当日に
- ・ 受験資格に係る手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）又は
 - ・ 上表の公的判定機関で知的障がい者であると判定されたことを証明する書類 を持参してください。
- ※2 採用後に就く仕事の内容が活字による書類を対象としたものが中心であるため、点字による試験は実施していません。

なお、次の各号のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人（職種「一般事務」のみ。）
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 受験上の配慮

試験にあたっては、受験者の希望に応じて、原則として以下のとおり対応することとしています。

これらの対応を希望される場合は、申込書（申込画面）の該当項目に必ず記入（入力）をしてください。

申込書への記入（申込画面への入力）がない場合は、ご希望の対応ができないことがあります。

障がいの種類	対応の内容
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・試験員の口頭指示をはっきりと行う。 ・ルーペの使用を認める。 ・点字もしくは拡大文字による試験問題、又は音声機能付パソコンを用意する。
聴覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・試験員の口頭指示の内容については、メモを配布して徹底を図る。 ・補聴器の使用を認める。 ・手話通訳者を試験室に配置する。
音声言語障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者を試験室に配置する。 ・筆談メモを用意する。 (人工声帯の着用者も差し支えない。)
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の使用を認める。 ・身体障がい者用のトイレ、スロープの設備のある試験場を設営する。
すべての障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、受験者の希望に応じて受験上の配慮が適当と認められるもの ※ご希望の内容によっては対応できないことがあります。

また、教養試験は、①マークシート式と ②数字記入式 ※の 2つの解答方法により行います。すべての受験者は、申込時にいずれかの方法を選択する必要があります。

〈記入例〉問題No.2の解答を「5」とする場合

①マークシート式

No. 1	①	②	③	④	⑤
No. 2	①	②	③	④	●
No. 3	①	②	③	④	⑤
No. 4	①	②	③	④	⑤

選択肢の解答番号「5」の○を鉛筆で塗りつぶします。

②数字記入式

問題番号	解答欄
No. 1	
No. 2	5
No. 3	

※解答欄に解答番号の数字「5」を記入します。マークシートによる解答が難しい場合はこちらを選択してください。

4. 選考試験の試験地、試験の種目、日時及び試験場

試験地	試験の種目	日時	試験場
松江市	教養試験・作文試験 面接試験	平成30年10月21日(日) 受付 8:30~8:50 試験時間 9:15~	島根県職員会館 (松江市内中原町)

※ 受験者多数の場合は、翌日に面接試験を実施する場合があります。
詳細は受験票送付の際お知らせします。

5. 選考試験の種目、配点及び内容

種目	配点	内容
教養試験	300	公務員として必要な知識及び知能について、高校卒業程度の内容で、択一式による筆記試験を行います。 (1) 一般事務(知的障がい者) 出題数38題(114分) (2) (1)以外の試験区分 出題数40題(120分)(点字は180分)
作文試験	200	文章による表現力、課題に対する理解力について試験を行います。(75分)
面接試験	500	職務遂行能力等をみる目的で個別面接を行います。 (事前に自己紹介書を提出していただきます。)

※ 試験種目によっては一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とします。

6. 受験手続

(1) 申込書及び自己紹介書に必要な事項を記入し、**島根県人事委員会事務局に直接持参するか郵送**により提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「一般事務申込」又は「学校事務申込」と朱書し、**簡易書留郵便**にしてください。

(2) 県のホームページからインターネット(しまね電子申請サービス)で申し込む場合は、申込み画面上の注意事項をよく確認の上申込みをしてください。

(ご使用の機種や環境によって、一部対応できないことがあります。)

○ インターネットホームページアドレス

<https://www.pref.shimane.lg.jp/jinjiinkai/>

また自己紹介書に自筆で記入の上、返信用封筒(受験票送付用)を同封し、9月21日(金)までに島根県人事委員会事務局に直接持参するか郵送により提出してくだ

さい。なお郵送の場合は、封筒の表に「一般事務申込」又は「学校事務申込」と朱書し、簡易書留郵便にしてください。

- (3) 受験票は、申込みを受けた際すぐに交付しないで、受験資格を審査し、受付締切後に郵送します。受験票が10月9日(火)までに到着しないときは、鳥根県人事委員会事務局に照会してください。
- (4) 受験票に付いている受験番号控票は、試験結果確認のため必要です。受験票の交付を受けた後、本票を切り離し、大切に保管してください。(試験当日は受験票のみ持参してください。)
- (5) 提出書類

	提出書類名	留意事項
1	障がい者を対象とした鳥根県職員採用選考試験申込書	申込書裏面の「申込書記入上の注意」を参照してください。(インターネットで申込み場合は提出不要です。)
2	自己紹介書	期限までに提出のなかった場合は、受験できません。
3	返信用封筒(受験票送付用)	120円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒〔角形2号(縦33.2cm×横24.0cm)〕を同封してください。

7. 受付期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成30年8月27日(月)から9月21日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

郵送の場合は、9月21日(金)までの消印有効です。

インターネットの場合は、9月19日(水)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

8. 合格発表

平成30年11月16日(金)(予定)に県庁前掲示板及び鳥根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に試験結果を通知します。

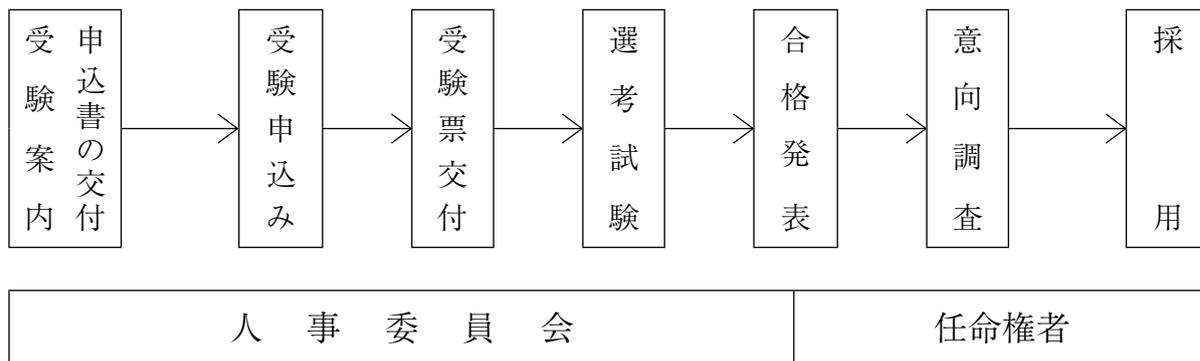
9. 採用の時期及び給与

- (1) 採用の時期

採用は、原則として平成31年4月1日に行われます。

なお、採用に先立って各任命権者が「意向調査」を行いますが、その際には本人の希望勤務地等について十分意見を聞くことにしています。

(参考) 受験申込みから採用まで



(2) 給与

給料は、各人の経歴によって異なりますが、おおむね次のとおりです。

初任給	高校卒（18歳）	147,923円
	短大卒（20歳）	157,678円
	大学卒（22歳）	169,544円

（平成30年4月1日現在）

（注）本人の学歴や職歴により、初任給の調整が行われます。

このほか、給与条例等の定めに従い、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

10. 試験成績の通知について

この採用試験を有効に受験した人には、試験成績をお知らせします。

対象者	合格者及び不合格者
通知内容	総合得点、種目別得点、総合順位及び種目別に定めた基準を満たさなかった種目
通知方法	合格発表日以降に、受験票・試験結果通知送付先住所へ郵送します。

11. 個人情報の取扱い

本試験においては、個人情報を以下（次頁）の目的で使用するために収集しており、それ以外の目的に使用することはありません。

①本試験に関する事務の実施

②今後の採用試験や募集活動のための資料作成（個人が特定できないように処理します。）

③最終合格者の採用に関する事務の実施（最終合格者の個人情報等を任命権者に提供します。）

12. その他

(1) 受験手続き、その他この試験についての問い合わせは、島根県人事委員会事務局 企画課任用グループ（〒690-8501 松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎2階 TEL (0852) 22-5438）にしてください。（試験当日については、090-9068-8234）

(2) 自然災害等により試験の延期、開始時刻の繰り下げ等を実施する場合は、島根県人事委員会事務局のホームページでお知らせします。

◎参考 過去の作文試験課題

平成29年度 「私が目指す島根県職員」と題して、自由に述べなさい。

平成28年度 「暮らしやすい社会」と題して、あなたの考えを自由に述べなさい。

試験場案内図



●一畑電鉄松江しんじ湖温泉駅から

「県庁前」下車 徒歩約5分

徒歩約15分

●JR山陰本線松江駅から一畑バス「松江しんじ湖温泉」行き

松江市営バス「大学・川津」行き